



こそさぽ通信



Vol.29

発行：雲仙市子育てサポートセンター

雲仙市子育てサポートセンターでは、会員相互で育児の援助活動を行っております。
 今年度は、雲仙市で『ファミリー・サポート・センター事業研修(1日)』を行う予定です。
 新規協力会員登録には必須となり、『子育て支援員研修(県主催分)』とあわせて受講して頂くと、協力会員に登録出来ます。詳細は下記をご覧ください、ご不明な点は、お問い合わせ下さい。依頼会員も随時募集中です。
 これからも、雲仙市の子育てを応援し、子ども達の成長を地域で支えあっていきたいと思っております。皆様のご協力、よろしくお願いいたします。

子育て支援員研修 地域保育コース(ファミリー・サポート・センター事業)

基本研修(2日)



共通科目(3日)



ファミリー・サポート・センター事業(1日)

県主催(免除される場合も有)

県主催

雲仙市で開催予定

令和2年度の活動状況・会員数(令和3年3月現在)



雲仙市子育てサポートセンターでは、依頼会員122名、協力会員60名、両方会員6名、合計188名の方に、登録いただいております。



令和2年度は、依頼会員6名、協力会員2名の方に、新たに登録いただきました。また、入学後間もない小学校への登校引率、学童への送迎、園へのお迎えとその後の預かり等の援助依頼があり、数名の協力会員さんに援助活動していただきました。



会員登録の更新について



会員の皆様へ

会員の皆様は、会員登録の更新をお願いします。

今年も会員申込書のコピーを同封しています。
変更部分を2重線で消し、書き直してFAXで送信していただくか、電話でご連絡ください。
(例えば…入園、入学による変更、勤務先の変更、住所の変更、家族構成の変更等)

※ 会員申込書に記載のない子どもさん(出産等)についても、ご連絡ください。
連絡がない場合は、年齢の更新のみをさせていただきます。

今回に限らず、住所変更や家族構成の変更等ありましたら、その都度、サポートセンターへご一報ください。

また、市外転出の際には退会届の提出をお願いしています。ご協力をお願いいたします。

会員募集中!

あなたも、会員登録しませんか!



お問い合わせは…

雲仙市福祉事務所 子ども支援課

子育てサポートセンター

アドバイザー 増田

援助活動の流れ

※利用したいと思われる方は**会員登録(依頼会員)**を行ってください。
 会員入会申込書は、市役所総合窓口課・各総合支所地域振興課・福祉事務所子ども支援課子育てサポートセンターにあります。
 (市ホームページからもダウンロードできます。
 赤ちゃん相談会場にも準備していますので、声をかけてください。)

【会員登録をされている前提になります。】

- ① 援助依頼の申し込みは、原則2日前までにお電話下さい。
- ② センターから協力会員さんへ連絡し、調整します。
- ③ センターから依頼会員さんへ、協力会員さんを紹介します。
- ④ 事前に依頼会員(子ども)、協力会員、アドバイザーで、顔合わせを行います。
- ⑤ 援助活動
- ⑥ 協力会員は、活動報告書Aを作成し、依頼会員に署名捺印してもらい、費用を受け取り領収書を渡します。
 依頼会員は、活動報告書Aに署名捺印し、費用を直接協力会員に支払い、領収書を受け取ります。
- ⑦ 協力会員は、1ヶ月分の活動報告書Bを作成し、翌月の10日までにセンターに提出します。

登録後、複数の協力会員さんと、顔合わせを済ませておくと、急な依頼にも対応出来ますので、ご希望の方はお知らせ下さい。



子どもの心に ふんわり届ける
ほかほかことば

雲仙市
家庭教育
7か条

雲仙市いばはりに
ほかほかことばを
広げよう♪

ラブックン
(雲仙市図書館キャラクター)

<p>第1条 命の尊さ</p> <p>「あなたには 私の宝物」 世界に一つだけ 私の命 あなたの命</p>  <p>命はひとつです。 命を大切にする心を育てましょう。</p>	<p>第2条 個性、いいところ</p> <p>「いいね!」 「すごいね!」 ほめて伸ばそう いいところ</p>  <p>たくさんほめて、子どもたちの 個性、笑顔をもっと輝かせましょう。</p>	<p>第3条 家族の信頼・絆</p> <p>「大好きだよ」 「ありがとう」 たくさん 伝えよう 心に届く 大切なことは</p>  <p>愛されていると感じることで、心が 安定します。子どもの「あのね」に耳 を傾けましょう。</p>	
<p>第4条 読書・体験</p> <p>「おもしろいね!」 「楽しいね!」 家読で育む 豊かな心 体験で学ぶ 生きる知恵</p>  <p>本を通じた親子のふれあいが豊かな 心を育みます。多くの体験から気づき、 学びを深めましょう。</p>	<p>第5条 あいさつ、生活習慣</p> <p>「おはよう」 「おやすみ」 「一緒に食べよう」 笑顔のあいさつ 楽しい食事</p>  <p>あいさつは人と人をつなげます。 早寝、早起き、朝ごはんを、生活の リズムをつくりましょう。</p>	<p>第6条 地域で子育て</p> <p>「いってらっしゃい」 「気をつけて」 地域で子育て ひと声かけ</p>  <p>子どもは郷土の宝です。 地域とのつながりを大切にし、地域 全体で子どもたちを育てましょう。</p>	<p>第7条 メディアとの付き合い方</p> <p>「パソコン・スマホ 大丈夫?」 親子で話そう メディアのルール</p>  <p>雲仙市統一ルールと家族で決めた ルールを守り、子どもをメディア社会 の危険から守りましょう。</p>